

最低制限価格（調査基準価格）の算定方法を変更します。

◆令和5年(2023年)2月9日以降に公告を行うものから適用します◆

ダンピング防止対策の一環として、また施工業者の経営状況及び従事者の労働条件の悪化を防ぎ、建設業の健全な育成を図るため、**最低制限価格（調査基準価格）の算定方法の変更**を行います。

※最低制限価格（調査基準価格）が設定されるのは、**競争入札**によるもので、**設計金額（税込）が500万円以上**の工事です。

<現行の算定方法>

直接工事費	×	97%
共通仮設費	×	90%
現場管理費	×	90%
一般管理費	×	55%

※算出後項目ごとに1円未満切り捨て

の合計額（1,000円未満切り捨て）

・ただし予定価格の70%に満たないものは予定価格の70%に、予定価格の90%を超えるものは予定価格の90%となります。



<変更後の算定方法>

直接工事費	×	97%
共通仮設費	×	90%
現場管理費	×	90%
一般管理費	×	68%

※算出後項目ごとに1円未満切り捨て

の合計額（1,000円未満切り捨て）

・ただし予定価格の75%に満たないものは予定価格の75%に、予定価格の92%を超えるものは予定価格の92%となります。

※上記に関わらず特別なものと認めた場合は予定価格の75%～92%までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額をします。

不明な点は、契約課 工事担当までお問い合わせください。

契約課 工事担当

048-922-1129(直通)

最低制限価格の算定例について

※〇〇工事の場合

①直接工事費： 28,000,000円

②共通仮設費： 3,500,000円

③現場管理費： 4,000,000円

④一般管理費： 3,000,000円

工事価格【①～④の合計額】： 38,500,000円

●最低制限価格の計算方法

①×97%： 27,160,000円 … (1)

②×90%： 3,150,000円 … (2)

③×90%： 3,600,000円 … (3)

④×68%： 2,040,000円 … (4)

(1)～(4)の合計額： 35,950,000円 … ア

仮に、予定価格が工事価格と同額の場合、

アの額は、

予定価格の92%の額（35,420,000円）… イ

を上回るため、イの額が最低制限価格となります。

最低制限価格及び調査基準価格の算定方法等について

令和5年（2023年）2月9日以降に公告する設計金額（税込）が5,000,000円以上の競争入札による建設工事等に係る最低制限価格及び調査基準価格（以下「最低制限価格等」といいます。）の算定方法については、下記の通りとします。

1 最低制限価格等の算定方法

次の算定式により最低制限価格等を算出します。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の75を乗じて得た額を最低制限価格等とします。

①算定式 設計金額算出の基礎となった次に掲げるアからエまでの合計額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とします。

ア 直接工事費×97/100

イ 共通仮設費×90/100

ウ 現場管理費×90/100

エ 一般管理費×68/100

②前号の規定にかかわらず、市長が特別なものと認めた場合については、予定価格に100分の75から100分の92までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額とします。

2 特別な費目の場合

一般的な工事の設計書では設計金額を算出する場合、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の4項目を基準にしていますが、特殊な工事の設計書では4項目以外の内訳として記載されている特別な費目があります。このような場合は下表のとおり、4項目に分類して、最低制限価格等を算出します。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
工場製作費 (工場製作工)	事業損失防止施設費	工場管理費	通信回線契約諸経費
機器費 (機器単体費)	間接労務費	機器管理費	水道管移設に伴う申請 手数料
直接製作費		設計技術費	
処分費		技術者間接費	
機器設備製作等		据付間接費	
		点検設備間接費	